

矢作川総合第二期地区

北部併設水路附帯施設等補足設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、矢作川総合第二期地区の工事实施に利用するため北部併設水路における附帯施設等の補足設計を行うものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地の立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格のうち「A等級」の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ②人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知	

項 目	内 容	備考
（履行確実性評価の達成状況の確認） 第 1－6 条	受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4－1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書（設）第 1－12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。	
（一般事項） 第 1－7 条	本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 1 審査項目 a）～c）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果物のミス、不備等 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	

項 目	内 容	備考																									
(管理技術者) 第1－8条	管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">技術士</td><td rowspan="4">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>機械－機械設計</td></tr> <tr> <td>建設－鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>機械</td><td>機械設計</td></tr> <tr> <td></td><td>建設</td><td>鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> <tr> <td>鋼構造及びコンクリート</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	機械－機械設計	建設－鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木	農業農村工学	機械	機械設計		建設	鋼構造及びコンクリート	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		鋼構造及びコンクリート		
資 格	技術部門	選択科目																									
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																									
		農業－農業農村工学																									
		機械－機械設計																									
		建設－鋼構造及びコンクリート																									
	農業	農業土木																									
		農業農村工学																									
	機械	機械設計																									
	建設	鋼構造及びコンクリート																									
博士	農学																										
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木																										
	鋼構造及びコンクリート																										
(照査技術者) 第1－9条	1 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">技術士</td><td rowspan="4">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>機械－機械設計</td></tr> <tr> <td>建設－鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>機械</td><td>機械設計</td></tr> <tr> <td></td><td>建設</td><td>鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> <tr> <td>鋼構造及びコンクリート</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書を含めて提出するものとする。 3 共通仕様書第1－7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりである。 (1) 設計計画検討段階 (2) 施工計画検討段階 (3) 成果品とりまとめ段階 4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	機械－機械設計	建設－鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木	農業農村工学	機械	機械設計		建設	鋼構造及びコンクリート	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		鋼構造及びコンクリート		
資 格	技術部門	選択科目																									
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																									
		農業－農業農村工学																									
		機械－機械設計																									
		建設－鋼構造及びコンクリート																									
	農業	農業土木																									
		農業農村工学																									
	機械	機械設計																									
	建設	鋼構造及びコンクリート																									
博士	農学																										
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木																										
	鋼構造及びコンクリート																										
(担当技術者) 第1－10条	担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。																										

項 目	内 容	備考																								
(技術者情報の登録) 第 1－11 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																									
(保険加入) 第 1－12 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																									
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	設計の基本事項に関しては、共通仕様書第 2－1 条によるほか、次の技術基準等を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定 (改訂) 年月</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準設計「ポンプ場」</td><td>(社) 農業農村工学会</td><td>令和元年 9 月</td></tr><tr><td>2</td><td>土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」</td><td>(社) 農業農村工学会</td><td>令和 3 年 6 月</td></tr><tr><td>3</td><td>土地改良事業計画設計基準設計「水路工」</td><td>(社) 農業農村工学会</td><td>平成 26 年 3 月</td></tr><tr><td>4</td><td>土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」</td><td>(社) 農業農村工学会</td><td>平成 26 年 7 月</td></tr><tr><td>5</td><td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td><td>(社) 農業農村工学会</td><td>平成 27 年 5 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月	1	土地改良事業計画設計基準設計「ポンプ場」	(社) 農業農村工学会	令和元年 9 月	2	土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和 3 年 6 月	3	土地改良事業計画設計基準設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月	4	土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 7 月	5	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会	平成 27 年 5 月	
番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月																							
1	土地改良事業計画設計基準設計「ポンプ場」	(社) 農業農村工学会	令和元年 9 月																							
2	土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和 3 年 6 月																							
3	土地改良事業計画設計基準設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月																							
4	土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 7 月																							
5	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会	平成 27 年 5 月																							
(設計条件) 第 2－2 条	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 北部幹線水路 延長 15.8 km 設計流量 6.869m3/s 豊田幹線水路 延長 6.0km 設計流量 0.369m3/s 北部幹線併設水路 延長 5.8 km 設計流量 3.82 m3/s																									

項 目	内 容	備考																																											
(貸与資料等) 第2－3条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況資料</td><td>矢作川総合事業誌</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書(案)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td rowspan="17">業務報告書</td><td>平成 27 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路路線計画策定業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路他地質調査業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路等基本構想検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 29 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路地質調査その2業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 29 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路測量業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路基本・実施設計業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路実施設計その2業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路サイホン部実施設計業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和2年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工基本・補足設計他業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工実施設計他業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分水工補足設計他業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和4年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工実施設計業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部地域水管理システム実施設計業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路合流工ほか実施設計業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和6年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工ほか仮設計画検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和7年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯施設等実施設計業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和7年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路水管理システムほか実施設計業務</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況資料	矢作川総合事業誌	1 式	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書(案)	1 式	業務報告書	平成 27 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路路線計画策定業務	1 式	平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路他地質調査業務	1 式	平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路等基本構想検討業務	1 式	平成 29 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路地質調査その2業務	1 式	平成 29 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路測量業務	1 式	平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路基本・実施設計業務	1 式	令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路実施設計その2業務	1 式	令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路サイホン部実施設計業務	1 式	令和2年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工基本・補足設計他業務	1 式	令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工実施設計他業務	1 式	令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分水工補足設計他業務	1 式	令和4年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工実施設計業務	1 式	令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部地域水管理システム実施設計業務	1 式	令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路合流工ほか実施設計業務	1 式	令和6年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工ほか仮設計画検討業務	1 式	令和7年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯施設等実施設計業務	1 式	令和7年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路水管理システムほか実施設計業務	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量																																											
現況資料	矢作川総合事業誌	1 式																																											
	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書(案)	1 式																																											
業務報告書	平成 27 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路路線計画策定業務	1 式																																											
	平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路他地質調査業務	1 式																																											
	平成 28 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路等基本構想検討業務	1 式																																											
	平成 29 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路地質調査その2業務	1 式																																											
	平成 29 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路測量業務	1 式																																											
	平成 30 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路基本・実施設計業務	1 式																																											
	令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路実施設計その2業務	1 式																																											
	令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路サイホン部実施設計業務	1 式																																											
	令和2年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工基本・補足設計他業務	1 式																																											
	令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工実施設計他業務	1 式																																											
	令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分水工補足設計他業務	1 式																																											
	令和4年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工実施設計業務	1 式																																											
	令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部地域水管理システム実施設計業務	1 式																																											
	令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路合流工ほか実施設計業務	1 式																																											
	令和6年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工ほか仮設計画検討業務	1 式																																											
	令和7年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯施設等実施設計業務	1 式																																											
	令和7年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路水管理システムほか実施設計業務	1 式																																											

項 目	内 容	備考																					
(貸与資料の取扱い) 第2－4条	第2－3条及び共通仕様書に示す図書等の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。																						
第3章 業務内容 (作業項目及び数量) 第3－1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙－1「作業項目内訳表」に示すものとする。 <作業項目表> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作 業 項 目</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・小形水門設備実施設計</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>・ポンプ設備実施設計</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>・併設水路計装制御盤実施設計</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>・温度応力解析</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>・西中山B分水工場内整備補足設計</td><td>1 式</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他</td><td>1 式</td><td></td></tr> </tbody> </table>	作 業 項 目	数 量	備 考	・小形水門設備実施設計	1 式		・ポンプ設備実施設計	1 式		・併設水路計装制御盤実施設計	1 式		・温度応力解析	1 式		・西中山B分水工場内整備補足設計	1 式		・その他	1 式		
作 業 項 目	数 量	備 考																					
・小形水門設備実施設計	1 式																						
・ポンプ設備実施設計	1 式																						
・併設水路計装制御盤実施設計	1 式																						
・温度応力解析	1 式																						
・西中山B分水工場内整備補足設計	1 式																						
・その他	1 式																						
(作業の留意点) 第3－2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 本業務の成果品（案）については、令和9年1月末までに事前提出し、監督職員の確認を受けるものとする。 (2) 設計に当たっては、整備される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 第2－3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (6) 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。 (7) 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 (8) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。 なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。																						

項 目	内 容	備考
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	・新技術情報システム (NETIS) については、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (9) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。 (10) 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。 契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1 業務確認会議 業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 (1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。 なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他 (2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。 なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。 2 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 3 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外にあっては、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 4 会議等経費 「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地踏査経費に含まれている。 「照査の確実な実施(最終打合せ)」の照査技術者自身による報告に必要な経費は最終打合せ経費に含まれている。	

項 目	内 容	備考
第4章 打合せ等 (打合せ) 第4-1条	5 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。 なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 6 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また初回及び最終回の打合せについては管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(設計計画検討段階) 第3回 中間打合せ(設計条件検討段階) 第4回 中間打合せ(実施設計段階) 最終回 成果品とりまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	本業務は、電子納品対象業務とする。 成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編」に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。	
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所	
(図面の提出) 第5-3条	図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領(案)電気通信設備編」に基づいて作成するものとする。	
(写真の提出) 第5-4条	写真を添付する場合は、「電子化写真データの作成要領(案)」に基づ	

項 目	内 容	備考
第 6 章 技術提案の履行 (技術提案の履行) 第 6 - 1 条	いて作成するものとする。 技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。 1 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。 2 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。	
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 1 第 2 - 2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 2 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 3 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 4 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 5 履行期間の変更が生じた場合。 6 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 7 その他。	
(業務スライドの 試行) 第 7 - 2 条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただ	

項 目	内 容	備考
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	し、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～(5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

【別 紙】

作 業 項 目 内 訳 表

設計業務

Ⅰ．業務対象施設

施設項目	規 格 等	数 量
北部幹線併設水路	分流工 幹線ゲートφ2,400 1門 (A=5.76m ² 、電動ラック式ローラーゲート) 併設ゲートφ2,000 1門 (A=4.00m ² 、電動ラック式ローラーゲート) 余水吐ゲートφ400 1門 (A=0.16m ² 、手動ラック式スライドゲート) 西中山B分水工 水中ポンプ(渦巻・水中ポンプ、φ80) 2台 合流工 制水ゲートφ1,100 1門 (A=0.95m ² 、手動ラック式スライドゲート) 飯野B分水工 西B分水工 豊田B分水工 舞木B分水工	1箇所 1箇所 1箇所 1箇所 1箇所 1箇所 1箇所

Ⅱ．作業項目、作業内容及び作業数量

Ⅱ－１．小形水門設備実施設計(分流工3門、合流工1門)

作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量	備考
1. 設計計画	準備作業(資料収集等)を行うと共に作業計画を樹立する。	1式	
2. 設計計算	材質・部材、装置・諸元、機器配置を検討・決定し、設計計算書を作成する。概略の施工計画・工事工程計画を作成する。特別仕様書(案)を作成する。	1式	
3. 設計図	一般構造図(全体配置図)、付属設備組立図、操作制御設備配置配線図、操作制御設備単線結線図、仮設図を作成する。	1式	
4. 材料計算	主要部材数量表(内訳表・集計表)、機器数量表(規格・容量)を作成する。	1式	
5. 概算工事費	概算工事費を算定する。	1式	

Ⅱ－２．ポンプ設備実施設計(西中山B分水工2台)

作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量	備考
1. 設計計画	準備作業(資料収集等)を行うと共に作業計画を樹立する。	1式	
2. 設計計算	各部応力計算を行い、材質・部材を検討・決定し、設計計算書を作成する。概略の施工計画・工事工程計画を作成する。特別仕様書(案)を作成する。	1式	
3. 設計図	一般構造図(全体、部分配置図)、電気設備図(単線接続図)、仮設図を作成する。	1式	
4. 材料計算	機器数量表(規格・容量・重量)を作成する。	1式	
5. 概算工事費	概算工事費を算定する。	1式	

Ⅱ－３．併設水路計装制御盤実施設計（飯野Ｂ分木工、合流工、西Ｂ分木工、豊田Ｂ分木工、舞木Ｂ分木工）

作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量	備考
１．設計計画	準備作業（資料収集等）を行うと共に作業計画を樹立する。	１式	
２．設計計算	操作制御方式、機器配置、装置・諸元、電気配線・配管等を検討する。	１式	
３．設計図	機器外形図、配置配線図、配線系統図、単線結線図等工事实施に必要な図面を作成する。	１式	
４．数量計算	数量計算書を作成する。	１式	
５．概算工事費	概算工事費を算定する。	１式	
６．特別仕様書作成	運転操作・制御方式、機器仕様と数量を明示した工事实施に必要な特別仕様書（管理項目表、運転操作要領案を含む）を作成する。	１式	

Ⅱ－４．温度応力解析（分流工、西中山Ｂ分木工吸水槽）

作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量	備考
１．資料の検討	分流工及び西中山Ｂ分木工吸水槽について、温度応力解析のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	１式	
２．温度応力解析 （１）解析モデル作成	打設リフト、打設スケジュール等を考慮した三次元解析モデルを作成する。	１式	
（２）解析条件の設定	解析に必要な境界条件（熱伝達境界、拘束条件等）や材料物性値（コンクリート配合、熱特性値、力学特性値、地盤の物性値等）を設定する。	１式	
（３）温度応力解析の実施	１．及び２．に基づき、温度解析、応力解析を行う。なお、解析結果より、ひび割れ指数及び最大ひび割れ幅等により評価する。	１式	
３．ひび割れ抑制対策の検討	２．の温度応力解析結果に基づき、ひび割れ抑制対策を検討するとともに、対策実施後の解析条件を設定する。	１式	
４．対策後の解析	３．の対策検討結果に基づき、対策実施後の温度応力解析を実施し、解析結果を整理する。	１式	
５．図面作成	検討したひび割れ抑制対策に基づき配筋図等の図面を修正する。	１式	
６．数量計算	数量計算書を修正する。	１式	
７．概算工事費積算	概算工事費を修正する。	１式	

Ⅱ－５．西中山Ｂ分水工場内整備補足設計

作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量	備考
１．資料の検討	補足設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	１式	
２．設計計画	同一敷地内に異なる管理者が管理する施設があることを踏まえた場内整備及び受電設備の検討を行う。	１式	
３．図面作成	工事实施に必要な図面を作成する。	１式	
４．数量計算	検討した内容を踏まえ数量計算書を修正する。	１式	
５．概算工事費積算	概算工事費を修正する。	１式	

Ⅱ－６．その他

作 業 項 目	作 業 内 容	作業数量	備考
１．現地調査	Ⅱ－１～Ⅱ－５の設計に必要な調査を行う。	１式	
２．総合検討	Ⅱ－１～Ⅱ－５の各作業について、総合的に検討を行い、	１式	

	留意点等を取りまとめる。		
3. 標準積算システム 入力	事業所において、標準積算システムを利用して施設毎の積算書を作成する。 なお、作成に当たっては事前に積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定、施工単価条件の選定等）に関する積算資料、特別単価等の作成を行うものとする。 積算資料の作成については、100 ページを想定しており、特別単価については 10 単価の作成を想定しているが、大きく乖離する場合は監督職員と協議するものとする。 なお、対象施設は次のとおり。 ・小形水門設備実施設計 ・ポンプ設備実施設計 ・併設水路計装制御盤実施設計	1 式	
4. 照 査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
5. 点検取りまとめ	成果物の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	
6. 公開用成果品作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1 式	